

引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成２７年４月１日から消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化（社会保障施策に要する経費への充当）することとされています。

下記のとおり、地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、令和７年度太良町一般会計予算において社会保障施策に充当することとしています。

（歳入） 地方消費税交付金 188,946 千円
 うち社会保障財源分 110,288 千円

（歳出） 285,365 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	子どもの医療費助成	30,233	5,278		200	24,755	17,000
社会保険	杵藤広域圏組合負担金 (介護保険費)	196,944				196,994	73,288
保健衛生	定期予防接種委託料	58,188			37,400	20,788	20,000
合 計		285,365	5,278		37,600	242,537	110,288